

大規模小売店舗立地法の概要について

1 大規模小売店舗立地法の目的

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としている。

2 対象店舗

店舗面積1,000㎡超の小売店舗（飲食店業、サービス業は除く。）

3 設置者が配慮すべき事項等

(1) 具体的に設置者が配慮すべき事項の主な内容は、①店舗周辺の交通渋滞・交通安全に関する事、②騒音の発生に関する事、③廃棄物の管理に関する事、④街並みづくりに関する事、⑤防犯に関する事。

(2) 設置者は、店舗を新設する場合、又は以下の事項を変更する場合は、届出を行わなければならない。

○ 大規模小売店舗設置者及び小売業者の名称及び住所

○ 店舗面積

○ 施設の配置に関する事項

（駐車場の位置・台数、駐輪場の位置・台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量）

○ 施設の運営方法に関する事項

（開店時刻・閉店時刻、駐車場の利用や荷さばきを行う時間帯、駐車場の出入口の数及び位置）

(3) 都道府県は、届出日から8月以内に市町村・住民等の意見に配慮し、指針を勧告しつつ、設置者に対し、周辺地域の生活環境保持の見地から、意見の有無を書面により述べるものとする。意見を有しない旨を通知した場合は8月を待たずして営業を開始できる。

意見ありの場合は、設置者が意見に対する対応策を届け出た日から2月を経過した後でなければ営業を開始してはならない。

(4) 県意見に対する対応策が十分でない場合、必要に応じ勧告を行うことができる。勧告に従わない場合は、その旨を公表する。